

# 三原市終活情報登録制度

～もしもの時のために、あなたの思い「終活情報」を引き継ぎます～

あらかじめ本人が希望する終活関連情報を三原市に登録することで、急な病気や事故等により意思表示できなくなったときや亡くなられたときに、警察、消防や医療機関、本人が指定した親族等からの照会に対し、市が本人に代わり登録情報をお伝えすることができます。

登録  
無料

## 対象者

- 原則、65歳以上の市民で身寄りがない又は頼れる親族がない人  
※ただし若年性認知症等の特段の事情がある場合は65歳以上に限らない。

## 登録申請できる人

- 原則、対象者本人  
※本人が認知症などで申請が難しい場合は成年後見人または親族も可能 要件あり

## 情報の開示先

- 警察、消防、医療機関、本人が指定した親族等

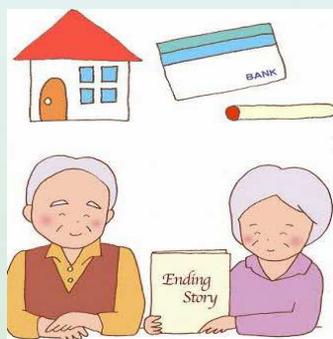
## 登録申請から開示の流れ

- 登録申請  
・終活情報登録申請書に必要事項を記入して申請
- 登録  
・登録完了後、市から終活情報登録証及び携帯用のカードを交付(登録は無料)
- 照会・開示  
・警察等からの照会に対し、開示対象者にあたるかを市が確認して情報を開示

## 登録できる情報

- ・基本情報 (対象者・申請者、緊急連絡先、本籍地)
- ・医療情報 (通院先、アレルギーなど)
- ・エンディングノートや遺言書等の保管場所
- ・臓器提供の意思・献体登録先
- ・葬儀や死後事務の生前契約情報
- ・お墓の所在地
- ・その他の自由登録

携帯用カード



登録申請

登録



照会

開示



お問い合わせ 詳細は三原市ホームページで確認できます！  
三原市社会福祉課地域共生係 ☎ 0848-67-6058

